

隊員家族の支援に対する協力に関する協定書

陸上自衛隊

公益社団法人自衛隊家族会

公益社団法人隊友会

隊員家族の支援に対する協力に関する協定書

陸上自衛隊（以下「甲」という。）及び公益社団法人自衛隊家族会（以下「乙」という。）と公益社団法人隊友会（以下「丙」という。）は、甲の要請による隊員家族の支援に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲に所属する隊員（以下「隊員」という。）が派遣される際に、甲が行う隊員家族の支援に関し、乙又は丙が行う隊員家族の支援に対する協力について必要な事項を定めるものとする。また、甲に所属していない隊員家族についても、この協定における隊員家族の支援に対する協力の対象とする。

（定 義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊員家族 隊員の配偶者、子、両親及び兄弟姉妹等をいう。
- (2) 駐屯地等 甲の駐屯地及び分屯地をいう。
- (3) 地方組織 乙又は丙が設ける支部等をいう。

（適 用）

第3条 この協定は、乙又は丙が所在する区域内において組織的な隊員家族の支援に対する協力が可能な場合に適用する。

（隊員家族の支援に対する協力の内容）

第4条 この協定により、乙又は丙が行う隊員家族の支援に対する協力は、次の事項を基本とする。

- (1) 隊員家族の安否確認
 - (2) 隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項（生活支援等）
- 2 乙又は丙の地方組織が行う具体的な隊員家族の支援に対する協力項目及び程度は、各地域の特性に応じて、駐屯地等と乙又は丙の地方組織ごとの相互の調整により具体化するものとする。

（調整窓口の指定）

第5条 この協定に定める隊員家族の支援に対する協力における中央組織の調整窓口を次の各号のとおり指定する。

- (1) 甲の調整窓口は、陸上幕僚監部人事教育部厚生課
- (2) 乙の調整窓口は、公益社団法人自衛隊家族会事務局
- (3) 丙の調整窓口は、公益社団法人隊友会事務局

2 甲、乙及び丙は、地域の特性に応じ、駐屯地等及び地方組織ごとに調整窓口を一本化し、指定した調整窓口を相互に通知するものとする。

(情報管理)

第6条 甲は、隊員及び隊員家族の意向を尊重しつつ、乙及び丙に対し、第4条に規定する隊員家族の支援に対する協力に必要な情報を提供する。この際、乙及び丙は甲から提供を受けた情報をこの協定に基づく隊員家族の支援に対する協力目的以外に使用することなく、個人情報の保護に関する法令等に基づき適正に管理する。

(関係の強化)

第7条 甲、乙及び丙は、隊員家族の支援に対する協力の実効性向上及び関係強化に努める。このため、甲は乙又は丙が隊員家族の支援に対する協力を実施するにあたり、可能な範囲で便宜を図るものとする。

(隊員家族の支援に対する協力時の安全管理)

第8条 乙及び丙は、安全の確保に十分配慮して隊員家族の支援に対する協力を実施する。事故等が発生した場合は、原則として乙及び丙が対応する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は平成29年5月18日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙いずれかから文書により協定の解消を通知しない限り、継続するものとする。

(補 則)

第11条 隊員家族の支援に対する協力について、当面は大規模災害等における協力とし、今後、検討に応じて支援の対象とする事態を拡大する場合の協力については、甲、乙及び丙で協議する。

2 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年5月18日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号

陸上自衛隊陸上幕僚長

岡部 俊哉



乙 東京都新宿区市谷本村町5番1号

公益社団法人自衛隊家族会会長

伊藤 康成



丙 東京都新宿区市谷本村町5番1号

公益社団法人隊友会理事長

先崎

